

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

上記の考えのもと、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめは、どの児童にも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象に、重点目標「気づく 考える やってみる」の具現化を目指し、自己肯定感や自己有用感、人とのよりよいかかわり方を育み、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に向け、以下の組織を設置する。ただし、小規模校である本校の実態から、「全ての児童を全ての教職員で育てる」という考えのもと、基本的には全職員ですべての事案に対応する。

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に対する措置を組織的、実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、学年部主任によるいじめ防止対策委員会を設置する。事案によって、SC、SSWの参加を要請する場合もある。

本委員会は、必要に応じて開催する。

(2) 子どもを語る会（生徒指導研修兼特別支援校内委員会）

全教職員で特別な支援を必要とする児童や問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報共有及び共通行動について話し合いを行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

(1) いじめの未然防止に関する取組

重点目標「気づく 考える やってみる」に込めた願いにもとづき、子どもが自分自身のみならず他者についての理解を深め、お互いに相手の存在を受け入れ、よりよい人間関係を築けるようにするとともに、子ども一人一人の自己肯定感や自己有用感を育み、規範意識を高めるようにする。

さらに、教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されないこと」という認識をもち、見て見ぬ振りをしたり知らん顔をしたりすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを指導する。

ア ユニバーサルな授業づくりにより学びの実感を積み重ねる

ユニバーサルな授業づくりを継続し、どの子どももわかりやすい授業を心がけるとともに、基礎・基本の定着を図り、「わかった」「できた」という達成感や成就感を感じられるようにする。

イ 生徒指導が機能する授業を目指す

自分の考えを清々と表現するだけでなく、自分と違う友だちの思いを受け入れ、よりよいものを目指そうとする授業を創造する。人は一人では生きていけない存在であることに気づき、人とのよりよいかかわり方を学び、自分も集団も共に高まっていく喜びや人と共に生きていくことのすばらしさを、授業を通して感じさせたい。

ウ 人間関係プログラムの意図的・計画的な実施

人間関係プログラムを意図的・計画的に実施し、その結果を分析・活用しながら学級経営を進め、自分や友だちの新しい面を見出し、よりよい人間関係をつくるようにする。

エ 道徳教育の充実

人権感覚を高めるとともに、正しい判断力を身につけさせる。また、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する場を設定し、教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。

オ 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動等、子どもが充実したよりよい学校生活を送れるよう自主的な活動を充実させ、自治の精神を培う。また、子どもが自主的にいじめについて考える機会を設ける。

カ 配慮が必要な児童への対応

発達障害など、個に応じた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導もあわせて行っていく。特に配慮が必要な児童については、その児童の特性を保護者とも連携

して児童が力を発揮できるような支援を継続して行っていく。

カ 保護者への啓発

- ・子どもの思いが受け入れられ、安心できる温かな家庭環境を整える。
- ・友だちの気持ちを踏みにじったり、傷つけたりすることがいけないことであることを子どもに伝える。
- ・家庭や地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自身を育む。

(2) 早期発見に関する取組

ア 子どもの日常の実態把握

- ・普段と違う子どもたちの様子はないかという視点で子どもたちの行動観察を行う。
- ・休み時間、放課後等の子どもとの会話の中から情報を収集する。

イ アンケートの実施

- ・人間関係プログラムや学校評価、いじめアンケートを通して、子どもの状況を把握する。

ウ 個人面談や保護者面談による情報収集

- ・担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラー等による面談を意図的・計画的に実施し、情報を収集する。

エ 時機を逸しない報告・連絡・相談

- ・気になる言動を見つけた場合は、担任一人で抱えるのではなく、すぐに学年部主任や生徒指導主任へ報告・連絡・相談する。

オ 保護者への啓発

- ・子どもとの会話をできるだけ多くする。悩みは何でも親に相談できるような雰囲気や普段からつくっておく。
- ・服装等の汚れや乱れに気を配る。
- ・子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。

(3) 早期対応に関する取組

		児童にかかわること	保護者にかかわること
1 の 場 合	い じ め ら れ た 側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての的確に把握をし、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○SC、SSWと連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの話に耳を傾けることで、事実や心情を聞いてもらう。 ○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝え、いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。

	いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○SC、SSW、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。</p>	<p>○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞いてもらうようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするよう伝える。</p>
2 暴力を伴わない場合	いじめられた側	<p>○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。</p> <p>○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○SC、SSW との連携をとる。</p>	<p>○子どもの話に耳を傾けることで、事実や心情を聞いてもらう。</p> <p>○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝え、いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</p>
	いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○SC、SSW、フルール等、関係諸機関と連携をとる。</p>	<p>○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞いてもらうようにする。</p> <p>○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするよう伝える。</p>
3 行為が見えにくい場合	いじめられた側	<p>○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を伝える。</p> <p>○本人や周辺から聞き取りを重視し、精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応する。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○SC、フルール等、関係諸機関と連携をとる。</p>	<p>○子どもの話に耳を傾けることで、事実や心情を聞いてもらう。</p> <p>○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝え、いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</p>
	いじめた側	<p>○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。</p> <p>○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。</p> <p>○SC と連携をとる。</p>	<p>○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。</p> <p>○事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聞いてもらうようにする。</p>
直接関係のない者		<p>○傍観することはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた子どもの苦しみを理解させる。</p> <p>○友だちの言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。</p>	<p>○いじめに気づいたとき、傍観者とならず、誰かに話したり、助けたりするような行動をとれることが大事だと子どもに伝えてもらうようにする。</p> <p>○いじめに対する考え方を理解してもらう。</p>

(4) 家庭や地域との連携

ア 各家庭（PTA）での取組

- ・寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発（PTA 教育講演会の実施等）
- ・子どもの頑張りやよさをほめ、いけないことは学校と同じように注意することの依頼
- ・父親の子育てへの積極的参加を啓発

イ 地域での取組

- ・萩間明るい子どもを育てる会での情報共有
- ・子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼
- ・地域で困っている子への積極的な声かけと学校への連絡

4 教育委員会や関係機関等との連携

（1）教育委員会との連携

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

（2）警察との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を教育委員会等に報告する。